

令和7年8月 定例教育委員会

日時 令和7年8月25日(月)13:30～
場所 鳥取市役所本庁舎7階 第2会議室

次 第

行事報告及び行事予定について [教育総務課] P. 3

【審議事項】

- (1) 議案第7号 鳥取市立小・中・義務教育学校管理規則の一部改正について [学校教育課] P. 7
(2) 議案第8号 鳥取市立幼稚園管理規則の一部改正について [学校教育課] P. 15

【説明・協議事項】

- (1) 9月市議会定例会の附議案について [各課] 別冊

【報告事項】

- (1) 第2期 鳥取市学校教育情報化推進計画の策定について [学校教育課] P. 20
(2) 令和7年度鳥取市グローバル人材育成事業について [学校教育課] P. 21
(3) 特別天然記念物コウノトリについて [文化財課] P. 22
(4) 史跡鳥取城跡・重要文化財仁風閣 秋の活用事業について [文化財課] P. 24
(5) 第3期鳥取市スポーツ推進計画の策定について [生涯学習・スポーツ課] P. 27
(6) 東京2025世界陸上ジャマイカ代表選手団事前キャンプについて [生涯学習・スポーツ課] P. 28
(7) 第5次鳥取市子どもの読書活動推進計画の策定について [生涯学習・スポーツ課] P. 29

【その他】

- (1) 次期定例教育委員会の開催について
[9月] 令和7年 9月26日(金) 13:30～ 鳥取市役所本庁舎6階 第5会議室
[10月] 令和7年10月 日() 13:30～ 鳥取市役所本庁舎 階 第 会議室
(日程調整中)

①行事報告（7月29日～8月25日）

7月	29	(火)	LD等専門員・通級指導教室担当者連絡協議会	駅南庁舎地下会議室
	30	(水)	ステンシルコースターづくり	気高図書館
	31	(木)	第1回教育大綱・教育振興基本計画策定委員会	7階第1委員会室
8月	1	(金)	天体観察会「宇宙の宝石アルビレオ」（2日、8日、9日）	さじアストロパーク
			鳥取西高等学校スーパーイエンスハイスクール(S S H)（～2日）	
			姫路市鳥取市中学生交歓会	総合教育センター
			(公益)鳥取市文化財団施設連携スタンプラリー（～11/30）	鳥取市文化財団各施設
			全国高等学校総合体育大会（ホッケー）開会式	とりぎん文化会館
	2	(土)	親子で一緒に楽しむ講座「子ども考古学教室」	中央図書館
			夏のおはなし会	用瀬町総合支所3階会議室
			おうちだにワークショップ 和本づくり	鳥取市歴史博物館
			全国高等学校総合体育大会（ホッケー）競技	ヤマタスポーツパーク・八頭高校
	3	(日)	(公益)鳥取市文化財団施設をめぐるバスツアー	鳥取市歴史博物館
			全国高等学校総合体育大会（ホッケー）競技	ヤマタスポーツパーク・八頭高校
	4	(月)	校長研修②	国府町コミュニティセンター
			全国高等学校総合体育大会（ホッケー）競技	ヤマタスポーツパーク・八頭高校
	5	(火)	工作教室（さじアストロパーク）	湖南地区公民館分館大郷会館
			全国高等学校総合体育大会（ホッケー）競技	鳥取県立八頭高等学校
	6	(水)	工作教室（さじアストロパーク）	佐治地区公民館
			幼保小中連携研修	国府町コミュニティセンター
			全国高等学校総合体育大会（ホッケー）競技及び閉会式	鳥取県立八頭高等学校
			グローバル人材育成事業（オーストラリア ケアンズ派遣）～10日	
	7	(木)	中堅教諭等資質向上研修④、16年目研修② 特別支援教育主任研修②（希望制）、特別支援学級担任研修②（希望制）	河原町コミュニティセンター
	8	(金)	卓球教室	青谷高等学校
			夏のおたのしみ会	気高図書館
			全国高等学校総合体育大会（相撲）開会式及び競技	ヤマタスポーツパーク鳥取県民体育館
	9	(土)	すてきな灯ろうづくり	気高図書館
			近世の絵図を楽しむ（仮称）（～9/28）	鳥取市因幡万葉歴史館
			まが玉づくり（～8/17）	鳥取市因幡万葉歴史館
			貝殻でドアプレートを作ろう！（～8/10）	鳥取市あおや郷土館
			全国高等学校総合体育大会（相撲）競技	ヤマタスポーツパーク鳥取県民体育館
	10	(日)	天体観察会「おりひめ星」（10日～13日、15日、16日）	さじアストロパーク
			草木染め 親子で一緒に草木染め	因幡万葉歴史館
			全国高等学校総合体育大会（相撲）競技及び閉会式	ヤマタスポーツパーク鳥取県民体育館
11	(月)			
12	(火)		宇宙ふしぎ探検「ペルセウス座流星群を見よう」 (12日、13日、21:30～23:00)	さじアストロパーク
13	(水)	学校閉庁日		
		オリジナル缶バッヂを作つてみよう	気高図書館	
14	(木)	学校閉庁日		
		だっこのおはなし会&子育て聞いてちゃおコーナー	気高図書館	
		用瀬町民野球大会	用瀬球場	
15	(金)	学校閉庁日		

16	(土)		
17	(日)	びっくり！サイエンスショー	気高図書館
18	(月)	6年目研修②	国府町コミュニティセンター
19	(火)	青谷町高齢者教室	あおや郷土館
		鳥取市総合教育センター運営協議会	総合教育センター
		令和7年度鳥取市立学校エアコン清掃ボランティア（主催：鳥取県管工事業協会東部支部）」	市長・教育長出席
20	(水)	天体観察会「ドーナツ星雲・スマホで天の川を撮ろう」 (22日、23日、29日、30日)	さじアストロパーク
		鳥取市いじめ防止対策推進委員会	総合教育センター
		出張観察会（さじアストロパーク）	勝谷地区公民館
		親子で一緒に楽しむ講座「図書館探検」	中央図書館
21	(木)	令和7年度総合教育会議（第1回）	7階第2委員会室
22	(金)	東京2025デフリンピックキャラバンカー巡回イベント	鳥取市役所本庁舎駐車場
23	(土)	ガイナーレ鳥取ホームタウンデー	Axisバードスタジアム
24	(日)		
25	(月)	8月定例教育委員会	7階第2会議室
		民間スイミングスクールを活用した水泳授業のモデル事業（～12/2）	福部未来学園／福部ほっとスイミングプール
		青谷町コミュニティセンター図書室改修工事のため休室（11月上旬まで）	青谷町総合支所

②行事予定（8月25日～9月26日）

8月	26	(火)	第2回指定管理者選考委員会	多目的室3
	27	(水)	民間スイミングスクールを活用した水泳授業のモデル事業（～10/3）	用瀬小／智頭温水プール（NSIリトルスイミングスクール）
	28	(木)		
	29	(金)	天体観察会「ドーナツ星雲・スマホで天の川を撮ろう」 (29日、30日)	さじアストロパーク
			天体観測会『月、恒星・二重星の観察、「夏の大三角を探そう」』 講師：さじアストロパーク職員	鳥取市民体育館
			令和7年度第1回鳥取市図書館協議会	中央図書館
	30	(土)	令和7年度鳥取市グローバル人材育成事業派遣報告会・解団式 もちがせふれあいフェスティバル	6階会議室6-3、6-4 用瀬運動公園
	31	(日)	おうちだにアカデミー 妻木晚田遺跡からわかる鳥取の魅力	鳥取市歴史博物館
9月	1	(月)	東京2025世界陸上ジャマイカ代表選手団事前キャンプ開始	ヤマタスポーツパーク他
	2	(火)	民間スイミングスクールを活用した水泳授業のモデル事業（～10/28）	富桑小／サンフィッシュスイミングスクール鳥取
	3	(水)		
	4	(木)		
	5	(金)	天体観察会「月を見てスマホで撮影しよう」（5日、6日） 用瀬町みすみ大学	さじアストロパーク 用瀬町総合支所
	6	(土)	あおいちギャラリー2025（～9/28）	あおや郷土館
	7	(日)	アストロ天文講演会「人類が初めて見たブラックホールの姿」 講師：本間希樹（国立天文台水沢VLBI観測所所長） 13:30～	さじアストロパーク
	8	(月)		
	9	(火)		
	10	(水)	郷土史講座	用瀬町民会館
	11	(木)	東京2025世界陸上ジャマイカ代表選手団事前キャンプ終了	ヤマタスポーツパーク他
	12	(金)	「スマホで天の川を撮ろう」 (12日、13日、14日、19日、20日、26日、27日) 地場産物生産者と児童生徒による交流給食会	さじアストロパーク 倉田小学校
	13	(土)	開館25周年記念特別展『鳥取池田家の養子たち』（～10/19）	鳥取市歴史博物館
	14	(日)		
	15	(月)		
	16	(火)		
	17	(水)		
	18	(木)	第1回教育支援委員会	駅南庁舎地下会議室
			プラネタリウム秋番組 「ゆるり星空めぐり 星のいろいろ」投影開始（～12月14日）	さじアストロパーク
			青谷町高齢者教室	青谷町老人福祉センター
			だっこのおはなし会&子育て聞いちゃおコーナー	気高図書館
			用瀬町ひいな学級	用瀬町民会館
	19	(金)	音読教室	日置谷地区公民館
	20	(土)	鳥取城フォーラム2025	市民会館大ホール
			占領期の鳥取を学ぶ会	鳥取市歴史博物館
			鳥取城跡・鳥取砂丘を巡るガイドツアー	砂丘ビジターセンター
	21	(日)	アストロ科学講座「光のひみつ」 講師：さじアストロパーク職員	国府町コミュニティセンター
			わくわくサイエンスショー	用瀬図書館
	22	(月)		
	23	(火)		

24	(水)		
25	(木)	第1回発達障がい通級指導教室入級審査会 指定管理者制度公募の実地等（～10/30）・募集に関する質問書の受付 （～10/14）	駅南庁舎地下会議室
26	(金)	9月定例教育委員会 郷土に関する講座「多様な道を歩む長谷川兄妹の物語」	6階第5会議室 中央図書館

8月定例教育委員会 資料	
年月日	令和7年8月25日
担当課	学校教育課

議案第7号

鳥取市立小学校、中学校及び義務教育学校管理規則の一部改正について

1 改正の目的

新年度の円滑な学校運営に資するよう、学年始休業日の期間に平日5日以上を確保するため、学年始休業日の実施日を変更するほか、よりよい体験的学習活動等休業日の実施とするため、体験的学習活動等休業日の実施日を変更するとともに、所要の整理を行うことを目的とします。

2 改正の内容

- (1) 学年始休業日の実施日を、4月1日から4月10日までの間において校長が定める期間とすることとし、事前の承認を必要とします。 (第7条第1項第3号、第2項関係)
- (2) 後期の体験的学習活動等休業日の実施日を、国民の祝日に関する法律第2条に定めるスポーツの日の翌日とすることとします。 (第7条第1項第8号関係)
- (3) その他所要の改正を行います。 (第66条関係)

3 施行期日

この規則は、公布の日から施行し、第7条第1項第8号の改正規定は、令和8年4月1日から施行することとします。

議案第 7 号

鳥取市立小学校、中学校及び義務教育学校管理規則の一部改正について

鳥取市立小学校、中学校及び義務教育学校管理規則の一部を次のように改正する。

令和 7 年 8 月 25 日

鳥取市教育委員会

教育長 河井 登志夫

鳥取市立小学校、中学校及び義務教育学校管理規則の一部を改正する規則

鳥取市立小学校、中学校及び義務教育学校管理規則（平成 14 年鳥取市教育委員会規則第 3 号）の一部を次のように改正する。

第 7 条第 1 項第 3 号中「4 月 6 日まで」を「4 月 10 日までの間において校長が定める期間」に改め、同項第 8 号中「文化の日とその直前の日曜日又はその直後の土曜日の間の教育委員会が定める期間」を「スポーツの日の翌日」に改め、同条第 2 項中「前項」の次に「第 3 号、」を加える。

第 66 条第 1 号中「教育課程実施計画書（小学校・義務教育学校前期課程）（様式第 1 号）」を「教育課程実施計画書（様式第 1 号）（小学校用）」に改め、同条第 2 号中「教育課程実施計画書（中学校・義務教育学校後期課程）（様式第 2 号）」を「教育課程実施計画書（様式第 2 号）（中学校用）」に改め、同条第 22 号中「き損」を「毀損」に改め、同号を同条第 23 号とし、同条第 13 号から第 21 号までを 1 号ずつ繰り下げ、同条第 12 号中「出席停止」を「児童（生徒）の出席停止」に改め、同号を同条第 13 号とし、同条中第 11 号を第 12 号とし、第 5 号から第 10 号までを 1 号ずつ繰り下げ、同

条第4号中「変更」を削り、同号を同条第5号とし、同条第3号中「(承認申請書)」を削り、同号を同条第4号とし、同条第2号の次に次の1号を加える。

(3) 教育課程実施計画書（様式第2号の2）（義務教育学校用）

様式第4号中

「

夏季休業日 年 月 日から 年 月 日まで(日間) を
冬季休業日 年 月 日から 年 月 日まで(日間)

」

「

学年始休業日 年 月 日から 年 月 日まで(日間)
夏季休業日 年 月 日から 年 月 日まで(日間) に改める。
冬季休業日 年 月 日から 年 月 日まで(日間)

」

附 則

(施行期日)

1 この規則は、公布の日から施行する。ただし、第7条第1項第8号の改正規定は、令和8年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この規則の施行の際現に改正前の鳥取市立小学校、中学校及び義務教育学校管理規則の規定により作成され、又は使用されている用紙については、この規則の規定にかかわらず、当分の間使用することができる。

提案理由

学年始休業日の実施日及び体験的学習活動等休業日の実施日を変更するほか、所要の整理を行うためである。

鳥取市立小学校、中学校及び義務教育学校管理規則（平成14年教育委員会規則第3号）新旧対照表

改正後	改正前
<p>○鳥取市立小学校、中学校及び義務教育学校管理規則 平成14年3月25日 鳥取市教育委員会規則第3号 鳥取市立学校管理規則（昭和43年鳥取市教育委員会規則第2号）の全部を改正する。</p> <p>目次</p> <p>第1章 総則（第1条、第2条） 第2章 教育活動（第3条—第12条） 第3章 児童及び生徒（第13条—第19条） 第4章 教職員及び学校組織（第20条—第57条） 第5章 施設及び設備（第58条—第65条） 第6章 雜則（第66条）</p> <p>附則</p> <p>第1章 総則 第1条・第2条（略） 第2章 教育活動 第3条～第6条（略） (休業日)</p>	<p>○鳥取市立小学校、中学校及び義務教育学校管理規則 平成14年3月25日 鳥取市教育委員会規則第3号 鳥取市立学校管理規則（昭和43年鳥取市教育委員会規則第2号）の全部を改正する。</p> <p>目次</p> <p>第1章 総則（第1条、第2条） 第2章 教育活動（第3条—第12条） 第3章 児童及び生徒（第13条—第19条） 第4章 教職員及び学校組織（第20条—第57条） 第5章 施設及び設備（第58条—第65条） 第6章 雜則（第66条）</p> <p>附則</p> <p>第1章 総則 第1条・第2条（略） 第2章 教育活動 第3条～第6条（略） (休業日)</p>

第7条 休業日は、次のとおりとする。

- (1) 国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日
 - (2) 日曜日及び土曜日
 - (3) 学年始休業日 4月1日から4月10日までの間において校長が定める期間
 - (4) 夏季休業日 7月10日から8月31日までの間において校長が定める期間
 - (5) 学期間休業日 10月の第2月曜日の直前の土曜日から10月の第2月曜日まで
 - (6) 冬季休業日 12月20日から翌年1月14日までの間において校長が定める期間
 - (7) 学年末休業日 3月25日から3月31日まで
 - (8) 体験的学習活動等休業日 国民の祝日に関する法律に規定する昭和の日と憲法記念日の間の教育委員会が定める期間及び同法に規定するスポーツの日の翌日
 - (9) その他校長が必要と認めた休業日
- 2 校長は、前項第3号、第4号及び同項第6号に規定する休業日を定めるときは、あらかじめ教育委員会の承認を得なければならない。
- 3 校長は、特別の事情により、第1項第9号に規定する休業日を設け

第7条 休業日は、次のとおりとする。

- (1) 国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日
 - (2) 日曜日及び土曜日
 - (3) 学年始休業日 4月1日から4月6日まで
 - (4) 夏季休業日 7月10日から8月31日までの間において校長が定める期間
 - (5) 学期間休業日 10月の第2月曜日の直前の土曜日から10月の第2月曜日まで
 - (6) 冬季休業日 12月20日から翌年1月14日までの間において校長が定める期間
 - (7) 学年末休業日 3月25日から3月31日まで
 - (8) 体験的学習活動等休業日 国民の祝日に関する法律に規定する昭和の日と憲法記念日の間の教育委員会が定める期間及び同法に規定する文化の日とその直前の日曜日又はその直後の土曜日の間の教育委員会が定める期間
 - (9) その他校長が必要と認めた休業日
- 2 校長は、前項第4号及び同項第6号に規定する休業日を定めるときは、あらかじめ教育委員会の承認を得なければならない。
- 3 校長は、特別の事情により、第1項第9号に規定する休業日を設け

ようとする場合には、教育委員会の承認を得なければならない。

第8条～第12条 (略)

 第3章 児童及び生徒

第13条～第19条 (略)

 第4章 教職員及び学校組織

第20条～第57条 (略)

 第5章 施設及び設備

第58条～第65条 (略)

 第6章 雜則

第66条 この規則に定める事務手続に使用する帳票は、次のとおりとする。

 (1) 教育課程実施計画書（様式第1号） [\(小学校用\)](#)

 (2) 教育課程実施計画書（様式第2号） [\(中学校用\)](#)

 (3) 教育課程実施計画書（様式第2号の2） [\(義務教育学校用\)](#)

 (4) 校外行事実施届（様式第3号）

 (5) 休業日承認申請書（様式第4号）

 (6) 休業日変更承認申請書（様式第4号の2）

 (7) 休業日変更届（様式第5号）

 (8) 臨時休業届（様式第6号）

ようとする場合には、教育委員会の承認を得なければならない。

第8条～第12条 (略)

 第3章 児童及び生徒

第13条～第19条 (略)

 第4章 教職員及び学校組織

第20条～第57条 (略)

 第5章 施設及び設備

第58条～第65条 (略)

 第6章 雜則

第66条 この規則に定める事務手続に使用する帳票は、次のとおりとする。

 (1) 教育課程実施計画書 [\(小学校・義務教育学校前期課程\)](#) (様式第1号)

 (2) 教育課程実施計画書 [\(中学校・義務教育学校後期課程\)](#) (様式第2号)

 (3) 校外行事実施届 [\(承認申請書\)](#) (様式第3号)

 (4) 休業日[変更](#)承認申請書 (様式第4号)

 (5) 休業日変更承認申請書 (様式第4号の2)

 (6) 休業日変更届 (様式第5号)

 (7) 臨時休業届 (様式第6号)

- (9) 臨時休業報告書（様式第6号の2）
 (10) 準教科書使用承認申請書（様式第7号）
 (11) 教材使用届（様式第8号）
 (12) 原級留置報告書（様式第9号）
 (13) 児童（生徒）の出席停止に係る意見具申書（様式第10号）
 (14) 出席停止通知書（様式第11号）
 (15) 児童（生徒）の出席停止について（様式第12号）
 (16) 事故発生報告書（様式第13号）
 (17) 小中学校児童生徒月例報告書（様式第14号）
 (18) 校務分掌について（様式第15号）
 (19) 勤務時間の割振り報告書（様式第16号）
 (20) 休暇承認申請書（様式第17号）
 (21) 出張届（様式第18号）
 (22) 職員の事故（死亡）報告書（様式第19号）
 (23) 施設（設備）毀損（滅失）報告書（様式第20号）

附 則

1・2 (略)

様式第1号～様式第3号 (略)

様式第4号（第7条関係）

- (8) 臨時休業報告書（様式第6号の2）
 (9) 準教科書使用承認申請書（様式第7号）
 (10) 教材使用届（様式第8号）
 (11) 原級留置報告書（様式第9号）
 (12) 出席停止に係る意見具申書（様式第10号）
 (13) 出席停止通知書（様式第11号）
 (14) 児童（生徒）の出席停止について（様式第12号）
 (15) 事故発生報告書（様式第13号）
 (16) 小中学校児童生徒月例報告書（様式第14号）
 (17) 校務分掌について（様式第15号）
 (18) 勤務時間の割振り報告書（様式第16号）
 (19) 休暇承認申請書（様式第17号）
 (20) 出張届（様式第18号）
 (21) 職員の事故（死亡）報告書（様式第19号）
 (22) 施設（設備）き損（滅失）報告書（様式第20号）

附 則

1・2 (略)

様式第1号～様式第3号 (略)

様式第4号（第7条関係）

<p>様式第4号(第7条関係)</p> <p>鳥取市教育委員会様</p> <p>休業日承認申請書</p> <p>下記のとおり休業日を定めたいので承認してくださるよう申請します。</p> <p>記</p> <p>休業日とする期間及び日数</p> <p><u>学年始休業日 年 月 日から 年 月 日まで(日間)</u></p> <p>夏季休業日 年 月 日から 年 月 日まで(日間)</p> <p>冬季休業日 年 月 日から 年 月 日まで(日間)</p> <p>様式第4号の2～様式第20号 (略)</p>	<p>様式第4号(第7条関係)</p> <p>鳥取市教育委員会様</p> <p>休業日承認申請書</p> <p>下記のとおり休業日を定めたいので承認してくださるよう申請します。</p> <p>記</p> <p>休業日とする期間及び日数</p> <p>夏季休業日 年 月 日から 年 月 日まで(日間)</p> <p>冬季休業日 年 月 日から 年 月 日まで(日間)</p> <p>様式第4号の2～様式第20号 (略)</p>
---	---

8月定例教育委員会 資料	
年月日	令和7年8月25日
担当課	学校教育課

議案第8号

鳥取市立幼稚園管理規則の一部改正について

1 改正の目的

地域や保護者の意向を踏まえ、よりよい体験的学習活動等休業日の実施とするため、体験的学習活動等休業日の実施日を変更することを目的とします。

2 改正の内容

後期に実施する体験的学習活動等休業日の実施日を、国民の祝日に関する法律第2条に定めるスポーツの日の翌日とすることとします。（第5条第1項第8号関係）

3 施行期日

この規則は、令和8年4月1日から施行することとします。

議案第 8 号

鳥取市立幼稚園管理規則の一部改正について

鳥取市立幼稚園管理規則の一部を次のように改正する。

令和 7 年 8 月 25 日

鳥取市教育委員会

教育長 河井 登志夫

鳥取市立幼稚園管理規則の一部を改正する規則

鳥取市立幼稚園管理規則（平成 16 年鳥取市教育委員会規則第 11 号）の一部を次のように改正する。

第 5 条第 1 項第 8 号中「国民の祝日に関する法律に規定する文化の日とその直前の日曜日又はその直後の土曜日の間の教育委員会が定める期間」を「同法に規定するスポーツの日の翌日」に改める。

附 則

この規則は、令和 8 年 4 月 1 日から施行する。

提案理由

体験的学習活動等休業日の実施日を変更するためである。

鳥取市立幼稚園管理規則（平成16年教育委員会規則第11号）新旧対照表

改正後	改正前
<p>○鳥取市立幼稚園管理規則</p> <p>平成16年10月29日</p> <p>鳥取市教育委員会規則第11号</p> <p>目次</p> <p>第1章 総則（第1条・第2条）</p> <p>第2章 学年、学期、休業日等（第3条—第6条）</p> <p>第3章 幼児定員等（第7条）</p> <p>第4章 入園、退園等（第8条—第16条）</p> <p>第5章 教育活動（第17条—第24条）</p> <p>第6章 職員及び園運営（第25条—第38条）</p> <p>第7章 施設及び設備の管理（第39条—第45条）</p> <p>第8章 雜則（第46条）</p> <p>附則</p> <p>第1章 総則</p> <p>（目的）</p> <p>第1条～第4条（略）</p> <p>（休業日）</p> <p>第5条 休業日は、次のとおりとする。</p>	<p>○鳥取市立幼稚園管理規則</p> <p>平成16年10月29日</p> <p>鳥取市教育委員会規則第11号</p> <p>目次</p> <p>第1章 総則（第1条・第2条）</p> <p>第2章 学年、学期、休業日等（第3条—第6条）</p> <p>第3章 幼児定員等（第7条）</p> <p>第4章 入園、退園等（第8条—第16条）</p> <p>第5章 教育活動（第17条—第24条）</p> <p>第6章 職員及び園運営（第25条—第38条）</p> <p>第7章 施設及び設備の管理（第39条—第45条）</p> <p>第8章 雜則（第46条）</p> <p>附則</p> <p>第1章 総則</p> <p>（目的）</p> <p>第1条～第4条（略）</p> <p>（休業日）</p> <p>第5条 休業日は、次のとおりとする。</p>

- (1) 国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日
 - (2) 日曜日及び土曜日
 - (3) 学年始休業日 4月1日から4月6日まで
 - (4) 夏季休業日 7月10日から8月30日までの間において園長が定める期間
 - (5) 学期間休業日 10月の第2月曜日の直前の土曜日から10月の第2月曜日まで
 - (6) 冬季休業日 12月20日から翌年1月14日までの間において園長が定める期間
 - (7) 学年末休業日 3月25日から3月31日まで
 - (8) 体験的学習活動等休業日 国民の祝日に関する法律に規定する昭和の日と憲法記念日の間の鳥取市教育委員会（以下「教育委員会」という。）が定める期間及び同法に規定するスポーツの日の翌日
 - (9) その他教育委員会が特に必要があると認めた日
- 2 園長は、教育委員会の承認を受けて、前項第4号から第6号までに規定する休業日について、その時期を変更し、及び当該各号に定める休業日の期間を通算した範囲内で、その日数を変更することができる。
(保育日の変更等)

- (1) 国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日
 - (2) 日曜日及び土曜日
 - (3) 学年始休業日 4月1日から4月6日まで
 - (4) 夏季休業日 7月10日から8月30日までの間において園長が定める期間
 - (5) 学期間休業日 10月の第2月曜日の直前の土曜日から10月の第2月曜日まで
 - (6) 冬季休業日 12月20日から翌年1月14日までの間において園長が定める期間
 - (7) 学年末休業日 3月25日から3月31日まで
 - (8) 体験的学習活動等休業日 国民の祝日に関する法律に規定する昭和の日と憲法記念日の間の鳥取市教育委員会（以下「教育委員会」という。）が定める期間及び国民の祝日に関する法律に規定する文化の日とその直前の日曜日又はその直後の土曜日の間の教育委員会が定める期間
 - (9) その他教育委員会が特に必要があると認めた日
- 2 園長は、教育委員会の承認を受けて、前項第4号から第6号までに規定する休業日について、その時期を変更し、及び当該各号に定める休業日の期間を通算した範囲内で、その日数を変更することができる。
(保育日の変更等)

第6条～第46条（略）

附 則（略）

様式第1号（第9条関係）～第6号（第15条関係）（略）

第6条～第46条（略）

附 則（略）

様式第1号（第9条関係）～第6号（第15条関係）（略）

8月定例教育委員会 資料	
年月日	令和7年8月25日
担当課	学校教育課

【報告事項（1）】

第2期 鳥取市学校教育情報化推進計画の策定について

1 鳥取市学校教育情報化推進計画 改訂の趣旨について

本市はこれまで、児童生徒の情報活用能力や、教職員のICT活用指導力の向上を目的とし、段階的に学校現場へのICT機器整備を進めてきました。このたび、Society 5.0時代を生きる子どもたちに求められる資質・能力の育成を見据え、学校教育の情報化について本市の目指すべき姿を明確にします。これにより、ICTを活用した個別最適な学びと協働的な学びの充実、および先端技術も視野に入れたより効果的なICT環境の実現を図るため、「第2期鳥取市学校教育情報化推進計画」を策定します。

2 鳥取市学校教育情報化推進計画 計画の位置づけについて

令和4年12月に策定した「鳥取市学校教育情報化推進計画」が、本年度をもって計画期間を終了することから、現在策定作業中の「第12次鳥取市総合計画」とその重点施策である「第3期鳥取市創生総合戦略」、本市のDX推進の基本方針を定めた「鳥取市デジタルトランスフォーメーション（DX）推進方針（第8版）」、「第3期鳥取市教育振興基本計画」を踏まえた新たな「第2期鳥取市学校教育情報化推進計画」を令和7年度中に策定します。

3 計画期間

「第3期鳥取市教育振興基本計画」との整合性を図るため、令和8年度から令和12年度までの5年間とします。

4 スケジュールについて

計画の策定については、鳥取市GIGAスクール推進委員会等から意見を聞きながら進めることとします。

令和7年 7月 9日	第1回鳥取市GIGAスクール推進委員会に方針を説明
8月25日	教育委員会に方針を説明
10月（予定）	第2回鳥取市GIGAスクール推進委員会及び教育委員会に素案を説明
12月（予定）	市議会に素案を説明、市政政策コメントの実施
令和8年 1月（予定）	第3回鳥取市GIGAスクール推進委員会及び教育委員会に最終案を説明
2月（予定）	市議会に最終案を説明
3月（予定）	第2期鳥取市学校教育情報化推進計画 策定

定例教育委員会資料	
年月日	令和7年8月25日
担当課	学校教育課

【報告事項（2）】

令和7年度鳥取市グローバル人材育成事業について

令和7年8月6日（水）から8月10日（日）まで、中学生20名と引率者5名（団長 徳高副教育長）が、オーストラリア連邦クイーンズランド州ケアンズ市を訪問しましたので、その概要について報告します。

1 事業目的 現地学校との交流やホームステイ等による異文化体験を通して、国際感覚に優れた人材の育成を図る。

2 主な日程 第1日目 移動

第2日目 午前：施設見学、午後：B&S プログラム※

第3日目 午前・午後：現地学校との交流

夕方からホームステイ

第4日目 ホストファミリーとの交流（終日）

第5日目 ホストファミリーとの別れ 移動



3 派遣研修の概要

ケアンズ市での3泊5日の研修では、熱帯雨林の気候を活かした動植物の見学、現地大学生と英語で交流しながらケアンズ市街地を巡る B&S プログラム（※）、現地の学校を訪問しての学生との交流、ホームステイ先でのホストファミリーとの活動等、様々な体験を行った。

なかでも、令和元年度、令和6年度に続く3回目となるケアンズ・ステート・ハイスクール（日本の中学校・高校に相当）との交流は、派遣生徒にとって多くのことを学ぶ機会となった。本市の生徒たちは現地生徒とペア（パディ）を組み、英語や数学、ダンスなどの授業を受けた。また、鳥取市の紹介、しゃんしゃん踊りや手話で歌を披露したり、日本文化の体験交流を行ったりする中で、英語でのコミュニケーションが促された。クイズ形式で行った鳥取市の紹介では、現地生徒が積極的にクイズに参加していて、その反応の大きさは本市の生徒たちが英語でコミュニケーションを図ることへの自信につながった。交流前は両者が緊張した表情であったが、交流後には笑顔で互いにハイタッチをしたり、ハグをしたりして別れを惜しむ姿が印象的であった。

生徒たちはこの研修を通して、言葉や文化の違いを理解し、お互いを尊重することの素晴らしさ、相手を思いやり、失敗を恐れず、積極的にコミュニケーションをとることの大切さなどを学ぶことができた。

4 今後の予定

派遣報告会及び解団式 令和7年8月30日（土）10時～11時50分

鳥取市役所本庁舎 6-3～4会議室

8月定例教育委員会資料	
年月日	令和7年8月25日
担当課	文化財課

特別天然記念物コウノトリについて

1. 気高町日光のコウノトリ繁殖対応について

【これまでの経過】

- 令和元年 鳥取市気高町でコウノトリのペアが営巣し産卵。ヒナ4羽が孵化・巣立ち（鳥取県では初）。
- 令和2年 鳥取市気高町日光に個人の方が人工巣塔を設置。昨年度と同じペアが営巣・産卵し、ヒナ3羽が孵化・巣立ち（鳥取県2例目）
- 令和3年 同じ親ペアが営巣・産卵し、ヒナ2羽が孵化・足環取付
- 令和4年 同じ親ペアが営巣しており、ヒナが孵化・足環取付
- 令和5年 同じ親ペアが営巣、ヒナが孵化したが死亡
- 令和6年3月 別の親ペアが営巣、産卵したが、兄妹であることが判明し遺伝子汚染を防ぐため偽卵に差し替え
- 令和7年3月 6年度と同様の状況であったため偽卵に差し替え
今後も同様の状況が想定されるため地元・コウノトリの郷公園・県と対応を協議・ペアの片方を捕獲し、繁殖期まで郷公園で飼育することで対応することとした
- 令和7年4月 捕獲のための餌付実施 →捕獲後の飼育費が必要なため、6月補正予算で計上することとする
(コウノトリ飼育に要する消耗品（冷凍アジ） 28,875円×9か月=259,875円)
- 令和7年6月 環境省、文化庁に現状変更許可申請
- 令和7年7月18日 文化財現状変更許可を待って実施を計画 →巣から離れ実施不能

【今後の対応】

1~2月頃に営巣活動を開始するので、その際同じペアであれば計画に沿って捕獲を実施する。近親ペアでなければそのまま見守る。



2. 鹿野町鹿野 鹿野城跡の死亡コウノトリについて

①令和7年8月11日（月・祝）

※鹿野町総合支所に市民より「鹿野城跡の薬研堀付近にコウノトリらしき鳥の死骸がある。確認してほしい。」との連絡あり。鹿野町総合支所産業建設課が死骸を確認

【J0830】

孵化年月日 2025年3月30日 0歳

孵化場所 野外で孵化（徳島県鳴門市大麻町板東電柱巣）

巣立ち年月日 2025年6月15日

親鳥 オス【J0044】 メス【J0480】

（死骸の状態）

公園内の植栽の中に埋まったように死骸があった。

すでにウジが湧いており、死後直後ではないことを確認。

※鹿野町総合支所より文化財課に連絡。文化財課より兵庫県立コウノトリの郷公園と協議し、死骸を搬送することとする。

※8月12日（火）は休園日のため、8月13日（水）に搬送することとした。

※検死後、鳥取県立博物館に引き取ってもらい標本化することとした。

②令和7年8月13日（水） 公用車で豊岡市内のコウノトリの郷公園へ搬送

コウノトリ死骸 発見場所位置図
(鳥取市鹿野町鹿野地内 鹿野城跡公園内)



【報告事項（4）】

8月定例教育委員会資料	
年月日	令和7年8月25日
担当課	文化財課

史跡鳥取城跡・重要文化財仁風閣 秋の活用事業について

1. 鳥取城フォーラム 2025 in 鳥取

① 目的

昨年度開催した鳥取城フォーラム 2024において、歴史作家の河合敦先生（多摩大学客員教授）をお招きしたところ、「因幡・伯耆を統治した鳥取城主池田家～その知られざる 240 年の歴史～」と題して、これまでになかった視点で鳥取城の主でもある池田家について、わかりやすく解説され、来場者から再び同様の企画の開催を求める声が多く寄せられました。鳥取市では、現在、まちの礎である江戸時代の城の姿をわかりやすく伝えるため鳥取城跡の復元整備を進めており、今春、大手門であった中ノ御門全体が完成しました。そこで、今回のフォーラムでは、中ノ御門の完成を記念し、再び河合先生をお招きしたフォーラムを開催します。

② 主催者 鳥取市・鳥取市教育委員会

③ 共催（予定）（公財）史跡鳥取藩主池田家墓所保存会、鳥取市歴史博物館、鳥取城跡・仁風閣展示館

④ 協力 鳥取県立博物館、（一社）鳥取市観光コンベンション協会、鳥取三十二万石お城まつり実行委員会

⑤ 開催日時 令和7年9月20日（土） 13時30分～16時30分（開場 12時30分）

⑥ 場所 鳥取市民会館大ホール（鳥取市掛出町12番地）

⑦ 定員 930名

⑧ 内容

第1部 河合敦先生 特別講義（1）

『目からウロコの日本史～あなたの学んだ歴史はもう古い～』（1時間）

第2部 河合敦先生 特別講義（2）

『（続）因幡・伯耆を統治した鳥取城主池田家～その知られざる 240 年の歴史～』（1時間）

第3部 河合敦先生 トークセッション（30分）

進行役：俳優 岡田達也氏（演劇集団キャラメルボックス）

※河合 敦（かわい あつし）氏 プロフィール

1965 年東京都町田市生まれ。早稲田大学大学院博士課程満期退学。高校教師 27 年の経験を活かし、現在は歴史作家・歴史研究家として活躍。難しい日本史をわかりやすく楽しく教えるのをモットーに、講演・執筆をはじめ、日本テレビ「世界一受けたい授業」、NHK「歴史探偵」等テレビ出演多数

⑨ その他

フォーラムの様子は、年内 11 月末頃を目途に鳥取市公式動画チャンネルにて配信する予定です。

2. 国指定重要文化財 仁風閣 保存修理工事 現場見学会の実施について

① 仁風閣保存修理工事の概要

仁風閣は今から 118 年前に元鳥取藩主池田家別邸として建築され、当時の皇太子（のちの大正天皇）が山陰を行啓された際に宿舎として利用されました。その後、建物は様々な形態で利活用されてきましたが、建物の老朽化に伴い昭和 49～51 年に昭和の大規模修理工事が行われ、再開館後は見学施設として運営されてきました。ふたたび経年劣化による老朽化が加速し、令和 5 年 12 月末より全館休館しています。現在は文化財保存修理工事中で、令和 11 年度中の再開館を目指しています。

② 目的

地域住民をはじめより多くの方々に文化財保存修理事業への理解を深め、周知する事を目的にしています。

③ 内容

1) 仁風閣建物内部 1 階指定箇所の見学と解説

建物内 1 階の床板、腰板を外した状態で、保存修理および基礎補強予定箇所の見学と解説

2) 古材倉庫内の見学と解説

工事にて取り外した備品・材料保管庫（古材倉庫）の見学と解説

④ 主催者等

主催 鳥取市教育委員会 文化財課

共催 鳥取城跡・仁風閣 展示館

協力 公益財団法人 文化財建造物保存技術協会、清水建設株式会社 広島支店

⑤ 開催日時 令和 7 年 9 月 28 日（日）10：00～16：00（休憩 12：30～13：30）

⑥ 所要時間 1 回 15～20 分

⑦ 見学要領

1) 当日先着順にて受付（予約は不要）

2) 名簿記名順にヘルメットを着用し 1 組 10 名の列になり係員の誘導に従う

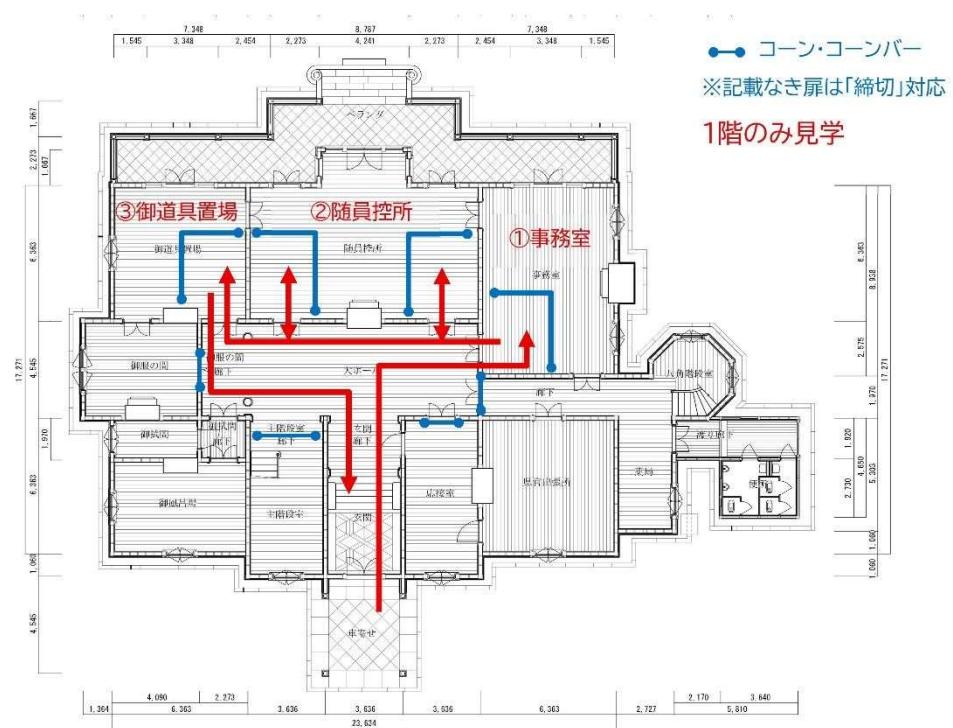
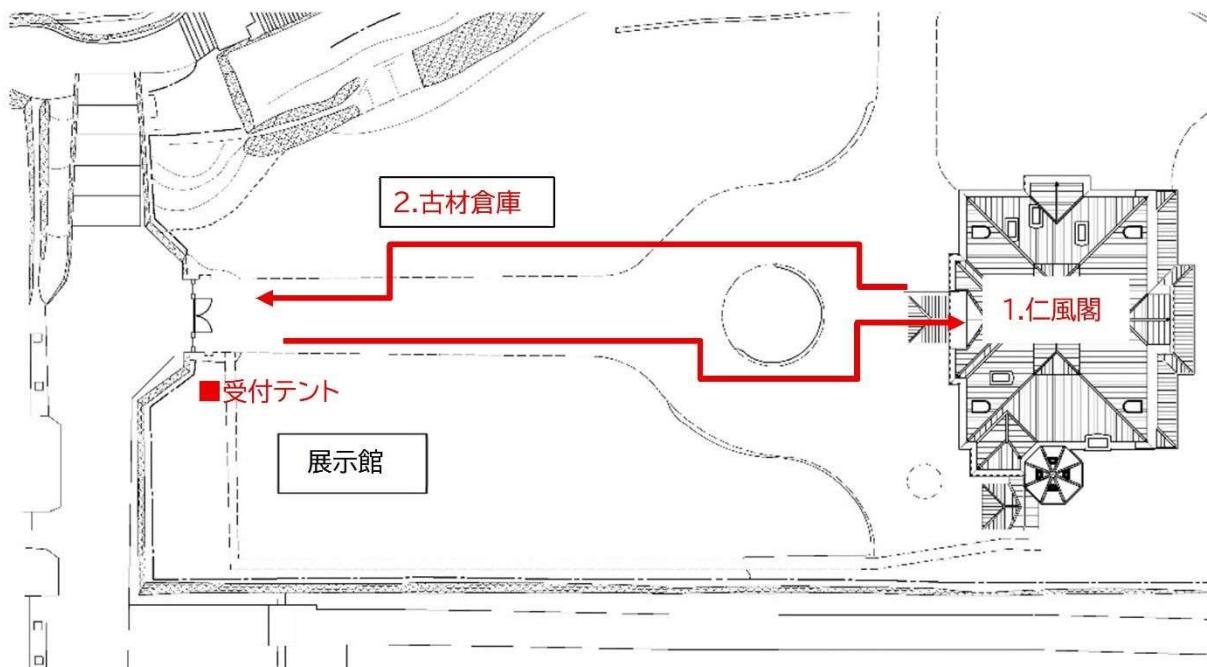
3) 順路 ①正面ゲートより入場→②仁風閣 1 階見学→③古材倉庫見学→④正面ゲートより退場

⑧、その他

1) 保険は市ボランティア保険を利用します。

2) 見学コースはバリアフリー対応ではありません。

10. 見学ルート図



8月定例教育委員会 資料	
年月日	令和7年8月25日
担当課	生涯学習・スポーツ課

【報告事項（5）】

第3期鳥取市スポーツ推進計画の策定について

1 策定の趣旨

スポーツ基本法第9条により、国はスポーツ基本計画を定めることとされており、同法第10条により、都道府県及び市町村はスポーツ推進計画を定めるよう努めることとされています。

令和3年3月に策定した「第2期鳥取市スポーツ推進計画」（以下「推進計画」という。）が本年度をもって計画期間を終了することから、現在、策定作業中の「第12次鳥取市総合計画」、新たな「教育大綱及び教育振興基本計画」を踏まえた今後の5年間の推進計画を令和7年度中に策定し、本市におけるスポーツに関する施策を総合的に推進することとします。

2 策定の方針

これまでの鳥取市スポーツ推進計画を基本に踏襲しつつ、国の第3期スポーツ基本計画及び第3期鳥取県スポーツ推進計画等及び直近の社会情勢状況を踏まえて改定を行います。

3 計画の期間

計画期間は、本年度中に策定が行われる「第12次鳥取市総合計画」の基本計画の期間、新たな「鳥取市教育大綱及び教育振興基本計画」の期間との整合性を図り、令和8年度から令和12年度までの5年間とします。

4 スケジュール

推進計画の策定にあたり、鳥取市スポーツ推進審議会委員から、骨子や素案について意見を聞きながら進めることとします。

令和7年10月 【第1回】鳥取市スポーツ推進審議会にて現状と骨子を説明

令和7年12月 【第2回】鳥取市スポーツ推進審議会にて計画（案）を示し議論

市議会、教育委員会に素案の報告

令和8年 1月 市民政策コメント（パブリックコメント）の実施

令和8年 2月 【第3回】鳥取市スポーツ推進審議会にて計画最終案を説明

令和8年 3月 市議会に最終案を説明

教育委員会で最終案を決定

推進計画策定、公表

【報告事項（6）】

8月定例教育委員会 資料	
年月日	令和7年8月25日
担当課	生涯学習・スポーツ課

東京2025世界陸上ジャマイカ代表選手団事前キャンプについて

1 概要

- (1) ジャマイカ陸上競技連盟と鳥取陸上競技協会との友好団体提携に基づく相互交流の一環として、
ジャマイカ代表選手団が鳥取県にて事前キャンプを実施するにあたり、令和6年5月30日(木)
事前キャンプにかかる調印式が行われ、鳥取県、鳥取市、鳥取陸上競技協会、ジャマイカ陸上
競技連盟にて協定が締結された。
- (2) キャンプ受入期間：令和7年9月1日(月)～11日(木)
世界陸上大会期間：令和7年9月13日(土)～21日(日)
- (3) 来県される人数は、選手60人、マネジメントスタッフ30人。

2 これまでの主な経緯

時期	内容
平成19（2007）年	世界陸上大阪大会に向け鳥取市で事前キャンプ（交流スタート）
平成27（2015）年	世界陸上北京大会に向け鳥取市で事前キャンプ（交流本格スタート） (1) 期間 平成27年8月8日(土)～18日(火) (2) 場所 ヤマタスポーツパーク布勢総合運動公園陸上競技場 (3) 内容 歓迎レセプション、パブリックビューイングなど
平成30（2018）年	鳥取市がジャマイカのホストタウン登録（鳥取県は平成28年に登録） ※ホストタウンとは 2020年東京オリンピック・パラ大会開催に向け、地域の活性化、観光振興等の 推進のため、参加国・地域との人的・経済的・文化的な相互交流を図る 地方公共団体を「ホストタウン」として全国各地に広げる制度。
令和6（2024）年	ジャマイカ陸上競技連盟と鳥取市、鳥取県等が東京2025世界陸上に向けた事前キャンプに関する協定締結 ジャマイカ高校生アスリート及びジャマイカ陸上競技連盟による市長 表敬

3 事前キャンプ内容

- (1) 期間 令和7年9月1日(月)～11日(木)
(2) 日程（素案）

9/1(月)	2(火)	3(水)	4(木)	5(金)	6(土)	7(日)	8(月)	9(火)	10(水)	11(木)
到着				保育園 訪問	公開練習 サイン会 陸上教室			観光体験 壮行会 記者会見		出発

- (3) 場所 ヤマタスポーツパーク布勢総合運動公園陸上競技場

- (4) 内容 ジャマイカ選手団による観光体験、保育施設等の訪問、壮行会など

8月定例教育委員会 資料	
年月日	令和7年8月25日
担当課	生涯学習・スポーツ課

【報告事項（7）】

第5次鳥取市子どもの読書活動推進計画の策定について

1 策定の趣旨

子どもの読書活動の推進に関する法律（平成13年12月制定）により、国は子ども読書活動推進基本計画を定めることとされており、同法第9条により、都道府県及び市町村は子ども読書活動推進計画を策定するよう努めることとされています。

本市は子どもの読書環境を整備する施策を総合的かつ計画的に推進するため、平成19年3月に鳥取市子どもの読書活動推進計画を策定しました。

令和3年3月に策定した「第4次鳥取市子どもの読書活動推進計画」が本年度をもって計画期間を終了することから、現在、策定作業中の「第12次鳥取市総合計画」、新たな「教育大綱及び教育振興基本計画」を踏まえた今後の5年間の推進計画を令和7年度に策定し、本市における子どもの読書活動に関する施策を総合的に推進することとします。

2 策定の方針

これまでの鳥取市子どもの読書活動推進計画を基本に踏襲しつつ、国の第5次子どもの読書活動の推進に関する基本的な計画及び鳥取県子どもの読書活動推進ビジョン第5次計画、環境の変化等を踏まえて改定を行います。

3 計画の期間

鳥取市総合計画」の基本計画の期間、新たな「鳥取市教育大綱及び教育振興基本計画」の期間との整合性を図り、令和8年度から令和12年度までの5年間とします。

4 スケジュール

第5次鳥取市子どもの読書活動推進計画の策定にあたり、鳥取市子どもの読書活動推進委員会（外部委員8名（委員長 山田節子氏）、内部委員5名 計13名）から、骨子や素案について意見を聞きながら進めることとします。

令和7年 8月 【第1回】鳥取市子どもの読書活動推進委員会にて現状と骨子を説明
 令和7年11月 【第2回】鳥取市子どもの読書活動推進委員会にて計画（案）を示し議論
 令和7年12月 市議会、教育委員会に素案の報告
 　　市民政策コメント（パブリックコメント）の実施
 令和8年 2月 【第3回】鳥取市子どもの読書活動推進委員会にて計画最終案を説明
 令和8年 3月 市議会に最終案を説明
 　　教育委員会で最終案を決定
 　　推進計画策定、公表